

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野への重点的な投入、従業員の能力開発やスキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、「賃金決定の大原則」にのっとり、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な待遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

具体的には、賃金の引上げについて、地域手当の導入等、社内外の動向を踏まえた待遇水準の見直しや評価制度の整備に取り組むとともに、教育訓練等について、当社は人事基本理念として『人を最大の経営資源と定め、育成・評価・待遇を通じて個々の成長やチャレンジ意欲を促し、高い競争力を実現するとともに、従業員の豊かな人生を創生する』を掲げており、自ら考え、判断し、成果の創出に向けて行動し続けられる人材「自律型人材」の育成と、各等級・コースに応じて定義している「求める人材」を輩出してまいります。主な取組として、全国各地で開催される研修会の実施や、タレントマネジメントシステムの導入による従業員の経験やスキル等の見える化を実施しており、人事基本理念の実現に向け取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自動的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/58745-10-00-hiroshima.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参考し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

令和7年3月28日

青山商事株式会社

氏名又は名称

代表取締役社長 青山 理

法人にあっては代表者の役職及び氏名